

大阪・関西万博関係府省庁連絡会議の開催について

令和2年12月21日
国際博覧会推進本部決定
令和3年8月27日
一部改正
令和4年6月10日
一部改正案

- 1 2025年の大阪・関西万博の開催に向けて、関係府省庁の連携体制を構築し、効率的かつ円滑に準備を進めるため、大阪・関西万博関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議長 国際博覧会担当大臣
副議長 内閣官房国際博覧会推進本部事務局長
構成員 経済産業省商務・サービス審議官
内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
内閣官房危機管理審議官
内閣官房内閣審議官（内閣広報室）
内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局次長
内閣府政策統括官（防災担当）
内閣府男女共同参画局長
内閣府地方創生推進事務局審議官
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局長
警察庁長官官房総括審議官
消費者庁次長
デジタル庁国民向けサービスグループ長
復興庁統括官
総務省大臣官房総括審議官
出入国在留管理庁次長
外務省経済局長
財務省大臣官房総括審議官
文部科学省大臣官房総括審議官
文化庁次長
厚生労働省政策統括官（総合政策担当）
農林水産省大臣官房総括審議官
国土交通省総合政策局長
観光庁次長
環境省総合環境政策統括官
防衛省大臣官房長

- 3 連絡会議の庶務は、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は議長が定める。
- 5 令和2年12月21日より廃止された大阪・関西万博の開催に係る関係府省庁連絡会議が決定した事項及び検討した事項等については、連絡会議に引き継がれるものとする。